

令和4年9月農業委員会総会議事録

令和4年9月26日午後3時00分、令和4年9月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員	7番	種澤	達也	委員
8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員	10番	三上	浩太	委員
11番	小林	政貴	委員	14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員
16番	木村	芳文	委員	17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員
19番	佐藤	剛郎	委員	20番	大湯	茂八郎	委員	21番	戸澤	幸彦	委員
23番	田村	眞裕美	委員	24番	成田	毅	委員	25番	拝森	弘義	委員
26番	前田	優考	委員								

欠席委員 4名

4番	佐藤	修司	委員	12番	小田桐	明	委員	13番	石岀	人志	委員
22番	高橋	貴志	委員								

出席事務局 10名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹	高橋	秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田	明人	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利	敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂	貴宏	事務局主事	大浦	空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議事

議案第 111 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 112 号	農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 113 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 114 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 115 号	農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 32 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 33 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 34 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 4 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 4 番佐藤修司委員、12 番小田桐明委員、13 番石岡人志委員、22 番高橋貴志委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。20 番大湯茂八郎委員、21 番戸澤幸彦委員、23 番田村眞裕美委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 111 号を議題といたします。議案第 111 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 111 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 775 m²、畑 8 件 45,659 m²、合計 9 件 46,434 m²であります。また、使用収益権関係では、田 10 件 39,297 m²、畑 1 件 4,684 m²、合計 11 件 43,981 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 9 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、佐藤剛郎委員、大湯茂八郎委員、戸澤幸彦委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件についての事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 87 番について申し上げます。譲受人は、主たる耕作者であった父が高齢になつたため父が所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至つたと申し述べておきました。また、これまでも申請地で一連の農作業経験があり、今後、引き続き同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
議長	それでは、議案第 111 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
議長	(なし)
議長	議案第 111 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
議長	(異議なし)
	異議ないものと認め、議案第 111 号については、許可することに決定いたします。
	次に、議案第 112 号を議題といたします。議案第 112 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	13 ページをお開き願います。議案第 112 号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係で田 1 件 444 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。15 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、使用収益権関係、受付番号 4 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
議長	(なし)
議長	それでは、議案第 112 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
議長	(なし)
議長	議案第 112 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
議長	(異議なし)
	異議ないものと認め、議案第 112 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 113 号を議題といたします。議案第 113 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

17 ページをお開き願います。議案第 113 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 5 件 17,061 m²であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 3,727 m²、畑 1 件 7,163 m²、合計 2 件 10,890 m²、すべてが農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 55 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 54 番から 22 ページ受付番号 55 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。

議長

それでは、議案第 113 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第 113 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないものと認め、議案第 113 号は委員会報告のとおり決定いたします。次に、議案第 114 号を議題といたします。議案第 114 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

23 ページをお開き願います。議案第 114 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 8,114 m²、畑 3 件 13,524 m²、合計 6 件 21,638 m²であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 5,664 m²、畑 1 件 1,887 m²、合計 3 件 7,551 m²であります。今回提出されました 9 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 6 件、貸借 3 件が整ったものであります。26 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 55 番、56 番及び 28 ページ、使用収

事務局次長	益権関係、受付番号 13 番、14 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。
議長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 114 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 114 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 114 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 115 号を議題といたします。議案第 115 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	29 ページをお開き願います。議案第 115 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 13,899 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	31 ページをお開きください。今回提出されました 2 件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農業支援センターから新たな扱い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議長	それでは、議案第 115 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 115 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 115 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。
	次に、報告第 32 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。報告第 32 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定

事務局次長

による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田4件71,767m²、畑14件183,470.43m²、合計18件255,237.43m²であります。なお、届出理由につきましては35ページから39ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第32号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長

次に、報告第33号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

41ページをお開き願います。報告第33号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田12件43,490m²、畑2件4,374m²、合計14件47,864m²であります。なお、解約理由につきましては、43ページから44ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第33号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長

次に、報告第34号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

45ページをお開き願います。報告第34号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、農林水産省経営局長通知又は「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑3筆5,977m²であります。以上であります。

議長

報告第34号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15時24分]